

事業主のみなさまへ

監督署
出張相談

ハローワークでも

「働き方改革」の相談が できるんです！

労働基準監督署の職員が、
みなさまのご相談について、お答えします。

ご存知ですか？

平成31年（2019）年4月1日
から労働基準法が変わります！



そもそも働き方改革って何？

残業の上限って
何時間？

有休の義務化って
ほんと？

36協定の新様式
の書き方は？



相談実施日

毎週**木曜日**

13:00～16:30（事前予約可能）

お申し込みは裏面をご参照ください。



厚生労働省 東大阪労働基準監督署・ハローワーク布施

事前予約される場合、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

担当窓口または電話によるお申込み

ハローワーク布施 企画部門

TEL 06-6782-4221(32#)

FAXによるお申込み

この用紙に必要事項をご記入いただき、下記FAX番号にお送りください。
FAX到着後、日程調整のお電話をこちらからさせていただきます。

ハローワーク布施 企画部門行

FAX 06-6783-6768

ご相談内容

相談内容について該当する項目にチェック/してください

- 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- 長時間労働の削減に向けた取組み
- 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金
- 労働時間法制の見直し（労働基準法、労働安全衛生法の改正）への対応
- その他の内容（自由記入）

会社名

住所

TEL

担当者名（部署・役職含む）

出張相談日以外のご相談については、上記のご相談内容欄
にご記入のうえ、下記FAX番号にお送りください。
FAX到着後、担当よりご連絡させていただきます。

東大阪労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー

TEL : 06-7713-2025

FAX : 06-6723-3009